

第百八十三回国
参議院法務委員会會議録第六号

平成二十五年五月二十八日(火曜日)

午前十時二分開会

委員の異動

五月十日

辞任

蓮 舫君

石川 博崇君

五月十三日

辞任

有田 芳生君

五月十四日

辞任

長浜 博行君

五月十五日

辞任

有田 芳生君

江田 五月君

小川 敏夫君

五月十六日

辞任

岡崎トミ子君

辻 泰弘君

吉川 沙織君

五月二十日

辞任

有田 芳生君

江田 五月君

小川 敏夫君

五月二十一日

辞任

金子 恵美君

長浜 博行君

吉川 沙織君

五月二十二日

補欠選任

大久保潔重君

江田 五月君

有田 芳生君

辞任

江田 五月君

大久保潔重君

山本 一太君

五月二十三日

辞任

小川 敏夫君

牧山ひろえ君

五月二十四日

辞任

長浜 博行君

吉川 沙織君

五月二十七日

辞任

有村 治子君

長谷川大紋君

五月二十八日

辞任

加治屋義人君

補欠選任

長谷川 岳君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

補欠選任

草川 昭三君

前川 清成君

磯崎 仁彦君

岸 宏一君

真山 勇一君

有田 芳生君

池口 修次君

江田 五月君

磯崎 陽輔君

尾辻 秀久君

長谷川 岳君

山本 一太君

補欠選任

牧山ひろえ君

小川 敏夫君

有村 治子君

補欠選任

吉川 沙織君

長浜 博行君

補欠選任

江田 五月君

小川 敏夫君

補欠選任

山本 一太君

加治屋義人君

補欠選任

長谷川 岳君

補欠選任

草川 昭三君

前川 清成君

磯崎 仁彦君

岸 宏一君

真山 勇一君

有田 芳生君

池口 修次君

江田 五月君

磯崎 陽輔君

尾辻 秀久君

長谷川 岳君

山本 一太君

國務大臣

法務大臣

副大臣

法務副大臣

大臣政務官

法務大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

田村 公伸君

魚住裕一郎君

森 ゆうこ君

井上 哲士君

谷垣 禎一君

後藤 茂之君

盛山 正仁君

田村 公伸君

本日の會議に付した案件

○刑法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○藥物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案(内閣提出)

○委員長(草川昭三君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告をいたします。

昨日までに、石川博崇君、蓮舫君及び長谷川大紋君が委員を辞任され、その補欠として魚住裕一郎君、池口修次君及び加治屋義人君が選任をされました。

また、本日、加治屋義人君が委員を辞任され、その補欠として長谷川岳君が選任をされました。

○委員長(草川昭三君) 刑法等の一部を改正する法律案及び藥物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

両案について政府から趣旨説明を聴取いたします。谷垣法務大臣。

○國務大臣(谷垣禎一君) 刑法等の一部を改正する法律案及び藥物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案について、その趣旨を便宜一括して御説明いたします。

近年、我が国においては、犯罪をした者のうち再犯者が占める割合が少なくない状況にあることから、再犯防止のための取組が政府全体の喫緊の課題となっており、効果的かつ具体的な施策を講ずることが求められています。この両法律案は、犯罪者の再犯防止及び改善更生を図るため、刑の一部の執行猶予制度を導入するとともに、保護観察の特別遵守事項の類型に社会貢献活動を行うことを加えるなどの法整備を行うとするものです。

この両法律案の要点を申し上げます。

第一は、刑の一部の執行猶予制度の導入であります。

現行の刑法の下では、懲役刑又は禁錮刑に処する場合、刑期全部の実刑を科すか、刑期全部の執行を猶予するかの選択肢しかありません。しかし、まず刑のうち一定期間を執行して施設内処遇を行った上、残りの期間については執行を猶予し、相応の期間、執行猶予の取消しによる心理的強制の下で社会内において更生を促す社会内処遇を実施することが、その者の再犯防止、改善更生のためにより有用である場合があると考えられます。他方、施設内処遇と社会内処遇とを連携させる現行の制度としては、仮釈放の制度がありますが、その社会内処遇の期間は服役した残りの期間に限られ、全体の刑期が短い場合には保護観察に付することのできる期間が限定されることから、社会内処遇の実を十分に上げることができない場合があるのではないかと指摘がなされているところであります。

そこで、刑法を改正して、いわゆる初犯者、すなわち、刑務所に服役したことがない者、あるいは

は刑務所に服役したことがあっても出所後五年以上経過した者が三年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受ける場合、判決において、その刑の一部の執行を猶予することができることとし、その猶予の期間中、必要に応じて保護観察に付することを可能とすることにより、その者の再犯防止及び改善更生を図ろうとするものです。

また、薬物使用等の罪を犯す者には、一般に、薬物への親和性が高く、薬物事犯の常習性を有する者が多いと考えられるところ、これらの者の再犯を防ぐためには、刑事施設内において処遇を行うだけでなく、これに引き続き、薬物の誘惑のあり得る社会内においても十分な期間その処遇の効果を持続、強化する処遇を実施することがとりわけ有用であると考えられます。

そこで、薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律を制定し、薬物使用等の罪を犯した者については、刑法上の刑の一部執行猶予の要件である初犯者に当たらない者であっても、刑の一部の執行猶予を言い渡すことができることとするともに、その猶予の期間中、必要に保護観察に付することとし、施設内処遇と社会内処遇との連携によって、再犯防止及び改善更生を促そうとするものです。

この刑の一部の執行猶予制度は、刑の言渡しについて新たな選択肢を設けるものであって、犯罪をした者の刑事責任に見合った量刑を行うことには変わりがなく、従来より刑を重くし、あるいは軽くするものではありません。

第二は、保護観察の特別遵守事項の類型に「善良な社会の一員としての意識の涵養及び規範意識の向上に資する地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を行う一定の時間を行うこと」、いわゆる社会貢献活動を行うことを加えるなどの保護観察の実効強化のための法整備であります。

保護観察対象者に社会貢献活動を行わせることにより、善良な社会の一員としての意識の涵養及び規範意識の向上を図ることは、その再犯防止及び改善更生のために有益であると考えられること

から、更生保護法を改正して、社会貢献活動を義務付けることを可能とするほか、規制薬物等に対する依存がある者に対する保護観察の特則を定めるものです。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、刑法等の一部を改正する法律案及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(章川昭三君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会をいたします。

午前十時八分散会

五月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、民法改正に関する請願(第八九九号)(第九〇〇号)(第九〇一号)(第九〇二号)(第九〇三号)(第九〇四号)

一、治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願(第九四五号)(第九六八号)(第九七六号)(第九七九号)(第九九〇号)(第九九一号)

一、国籍選択制度の廃止に関する請願(第九九四号)

一、元々日本国籍を持っている人が日本国籍を自動的に喪失しないことを求めることに関する請願(第九九五号)

一、治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願(第九九六号)

一、民法を改正し、選択的夫婦別氏制度を導入することに関する請願(第九九七号)(第九九八号)

一、治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願(第一〇〇〇号)

第八九九号 平成二十五年五月十三日受理
民法改正に関する請願

請願者 福井市 坪川祥子 外千二百一名
紹介議員 井上 哲士君

夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓や事実婚、通称使用などによる不利益・不都合を強いられる人が多数いる。氏名権は個人の権利であり、男女平等と基本的人権を掲げた憲法に基づき社会制度の確立が求められている。婚姻の際に夫婦別姓を選択することや、婚姻後の届出により別姓夫婦となれるように法整備が必要である。法制審議会は一九九六年に選択的夫婦別姓の導入などを含む民法改正要綱を答申しており、女性十六歳・男性十八歳という婚姻最低年齢の差異や女性にのみ再婚禁止期間がある男女差別の解消、婚外子の相続差別の廃止、離婚後三百日以内の出生子を前夫の子と推定する第七百七十二条の改正も緊急の課題である。二〇〇九年の国連女性差別撤廃委員会(総括所見)は、民法に存在するこれらの差別的規定を具体的に指摘し、「女性差別撤廃条約締結国の義務は、世論調査の結果のみに依存するのではなく、本条約の規定に沿って国内法を整備すること」と、差別的規定の廃止を再度要請している。この勧告は総括所見のフォローアップ項目とされ、日本政府は二〇一一年にその実施に関する追加報告をしたが、何も進展がなく、その後も引き続き対応を迫られている。国際人権(自由権)規約委員会や国連子どもの権利委員会、国連人権理事会も、日本の婚外子差別は平等原則に反するという勧告を出しており、民法改正をこれ以上先延ばしすることは許されない。

一、民法改正を行うこと。

第九〇〇号 平成二十五年五月十三日受理
民法改正に関する請願

請願者 大阪府箕面市 金森千鶴子 外千二百一名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第八九九号と同じである。

第九〇一号 平成二十五年五月十三日受理
民法改正に関する請願

請願者 北海道帯広市 清田美津子 外千二百一名
紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第八九九号と同じである。

第九〇二号 平成二十五年五月十三日受理
民法改正に関する請願

請願者 東京都杉並区 赤司遙太 外千二百一名
紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第八九九号と同じである。

第九〇三号 平成二十五年五月十三日受理
民法改正に関する請願

請願者 埼玉県新座市 安藤路子 外千二百一名
紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第八九九号と同じである。

第九〇四号 平成二十五年五月十三日受理
民法改正に関する請願

請願者 堺市 林洋子 外千二百一名
紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第八九九号と同じである。

第九四五号 平成二十五年五月十四日受理
治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願

請願者 熊本県阿蘇市 川端忠義 外千二百一名

紹介議員 松野 信夫君

戦前、天皇制政治の下で主権在民を唱え、侵略戦争に反対したために、治安維持法で弾圧され、多くの国民が犠牲を被った。治安維持法が制定さ

れた一九二五年から廃止されるまでの二十年間に、逮捕者数十万人、送検された人七万五千六百八十一人、虐殺された人九十二人、拷問、虐待などによる多数の獄死者、実刑五千六百六十二人上っている。戦後、治安維持法は、日本がボツダム宣言を受諾したことにより、政治的自由の弾圧と人道に反する悪法として廃止されたが、その犠牲者に対して政府は謝罪も賠償もしていない。ドイツでは連邦補償法で、ナチスの犠牲者に謝罪し賠償している。イタリアでも、国家賠償法で反ファシスト政治犯に終身年金を支給している。アメリカやカナダでも、第二次世界大戦中、強制収容した日系市民に対し、一九八八年に市民的自由法を制定し約二万ドルないし二万千ドル(約二百五十万円)を支払い、大統領や政府が謝罪している。韓国では、治安維持法犠牲者を愛国者として表彰し、犠牲者に年金を支給している。日本弁護士連合会主催の人権擁護大会(一九九三年)は、「治安維持法犠牲者は日本の軍国主義に抵抗し、戦争に反対した者として、その行為は高く評価されなければならない」と指摘し、補償を求めている。

ついでには、再び戦争と暗黒政治を許さないため、次の事項について実現を図りたい。
一、国は、治安維持法が人道に反する悪法であったことを認めること。
二、国は、治安維持法犠牲者に謝罪し、賠償を行うこと。
三、国は、治安維持法による犠牲の実態を調査し、その内容を公表すること。

第九六八号 平成二十五年五月十四日受理
治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願
請願者 岡山市 豊田依子 外千九百九十九名
紹介議員 榎井 良和君
この請願の趣旨は、第九四五号と同じである。

第九七六号 平成二十五年五月十四日受理
治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願
請願者 愛知県津島市 河合堅一 外九百九十九名
紹介議員 谷岡 郁子君
この請願の趣旨は、第九四五号と同じである。

第九七九号 平成二十五年五月十四日受理
治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願
請願者 滋賀県大津市 志田まり子 外四千四百九十九名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第九四五号と同じである。

第九九〇号 平成二十五年五月十五日受理
治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願
請願者 山口市 岡村恵子 外五百四名
紹介議員 藤谷 光信君
この請願の趣旨は、第九四五号と同じである。

第九九一号 平成二十五年五月十五日受理
治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願
請願者 高知市 胡摩崎ゆう子 外四百九十四名
紹介議員 山内 徳信君
この請願の趣旨は、第九四五号と同じである。

第九九四号 平成二十五年五月十六日受理
国籍選択制度の廃止に関する請願
請願者 ドイツ連邦共和国ノルドライン・ウェストファール州クロイツ・タール市 金山紀美子 外三十五名
紹介議員 神本美恵子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。
第九九五号 平成二十五年五月十六日受理
元々日本国籍を持つていた人が日本国籍を自動的に喪失しないことを求めることに関する請願
請願者 ドイツ連邦共和国ノルドライン・ウェストファール州クロイツ・タール市 金山紀美子 外四十五名
紹介議員 神本美恵子君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第九九六号 平成二十五年五月十六日受理
治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願
請願者 秋田市 森下通也 外二千九百九十九名
紹介議員 松浦 大悟君
この請願の趣旨は、第九四五号と同じである。

第九九七号 平成二十五年五月十六日受理
民法を改正し、選択的夫婦別氏制度を導入することに関する請願
請願者 大阪市 大上佳澄 外百二十四名
紹介議員 尾立 源幸君
現行民法制定後、既に六十年以上経過し、この間家族の形態やライフスタイルは多様化し、婚姻や家族の役割などに対する個人の考え方や意識も大きく変化している。また、女性の社会参画が進む中、婚姻による改氏によって不利益を被るものは多く、場合女性であるため、氏を変えたくないと考えの人が増えている。憲法第二十四条では、家庭生活における個人の尊厳と両性の本質的平等がうたわれている。人権が最大限に尊重され、自由と平等が保障される豊かな社会を構築するために、氏の決定においても個人の自由意思をできるだけ尊重し、選択の幅が広く許容される制度が必要である。

ついでには、男女の実質的平等の保障及び個人の自由意思尊重の観点から、また安心して仕事や結婚、出産、子育てのできる環境整備のため、次の事項について実現を図りたい。
一、民法を改正し、夫婦別氏も選べる制度を導入すること。

第九九八号 平成二十五年五月十六日受理
民法を改正し、選択的夫婦別氏制度を導入することに関する請願
請願者 京都市 大藤佐恵子 外百二十四名
紹介議員 林 久美子君
この請願の趣旨は、第九九七号と同じである。

第一〇〇〇号 平成二十五年五月十六日受理
治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願
請願者 宮崎県都城市 福永朱美 外千四百九十九名
紹介議員 福島みずほ君
この請願の趣旨は、第九四五号と同じである。

五月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。
一、刑法等の一部を改正する法律案
一、薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案
刑法等の一部を改正する法律案
刑法等の一部を改正する法律
(刑法の一部改正)
第一条 刑法明治四十年法律第四十五号の一部を次のように改正する。
日次中「第二十七条」を「第二十七条の七」に改める。
第二十五条の見出しを「(刑の全部の執行猶予)」に改め、同条第一項中「期間、その」の下に「刑の全部の」を加え、同条第二項中「あつてもその」の下に「刑の全部の」を加える。

第二十五条の二の見出しを「(刑の全部の執行猶予中の保護観察)」に改め、同条第二項中「保護観察」を「前項の規定により付せられた保護観察」に改め、同条第三項中「保護観察」を「前項の規定により保護観察を」に改める。

第二十六条の見出し中「執行猶予」を「刑の全部の執行猶予」に改め、同条中「刑の下に」を「全部の下に」に加え、同条第一号及び第二号中「その刑の下に」の全部を加える。

第二十六条の二の見出し中「執行猶予」を「刑の全部の執行猶予」に改め、同条中「刑の下に」を「全部の下に」に加え、同条第三号中「その」の下に「刑の全部の」を加える。

第二十六条の三の見出し中「他の」を「刑の全部の執行猶予の取消しの場合における他の」に改め、同条中「刑の下に」を「全部の下に」に加え、同条第三号中「その」の下に「刑の全部の」を加える。

第二十七条の見出し中「猶予期間」を「刑の全部の執行猶予の猶予期間」に改め、同条中「執行猶予」を「全部の執行猶予」に、「猶予の期間」を「その猶予の期間」に改め、第一編第四章中同条の次に次の六条を加える。

(刑の一部の執行猶予)

第二十七条の二 次に掲げる者が三年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受けた場合において、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ、相当であると認められるときは、一年以上五年以下の期間、その刑の一部の執行を猶予することができる。

一 前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者

二 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあつても、その刑の全部の執行を猶予された者

三 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあつても、その執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から五年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者

れた刑については、そのうち執行が猶予されなかった部分の期間を執行し、当該部分の期間の執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から、その猶予の期間を起算する。

3 前項の規定にかかわらず、その刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わつた時において他に執行すべき懲役又は禁錮があるときは、第一項の規定による猶予の期間は、その執行すべき懲役若しくは禁錮の執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から起算する。

(刑の一部の執行猶予中の保護観察)
第二十七条の三 前条第一項の場合において、猶予の期間中保護観察に付することができ、

2 前項の規定により付せられた保護観察は、行政官庁の処分によつて仮に解除することができる。

3 前項の規定により保護観察を仮に解除されたときは、第二十七条の五第二号の規定の適用については、その処分を取り消されるまでの間は、保護観察に付せられなかったものとみなす。

(刑の一部の執行猶予の必要的取消し)
第二十七条の四 次に掲げる場合においては、刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消さなければならぬ。ただし、第三号の場合において、猶予の言渡しを受けた者が第二十七条の二第一項第三号に掲げる者であるときは、この限りでない。

一 猶予の言渡し後に更に罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 猶予の言渡し前に犯した他の罪について禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられ、その刑の全部について執行猶予の言渡しがなくことが発覚したと

き。

(刑の一部の執行猶予の裁量的取消し)
第二十七条の五 次に掲げる場合においては、刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消すことができる。

一 猶予の言渡し後に更に罪を犯し、罰金に処せられたとき。

二 第二十七条の三第一項の規定により保護観察に付せられた者が遵守すべき事項を遵守しなかったとき。

(刑の一部の執行猶予の取消しの場合における他の刑の執行猶予の取消し)
第二十七条の六 前二条の規定により刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消したときは、執行猶予中の他の禁錮以上の刑についても、その猶予の言渡しを取り消さなければならぬ。

(刑の一部の執行猶予の猶予期間経過の効果)
第二十七条の七 刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなくその猶予の期間を経過したときは、その懲役又は禁錮を執行が猶予されなかった部分の期間を刑期とする懲役又は禁錮に減輕する。この場合においては、当該部分の期間の執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日において、刑の執行を受け終わったものとする。

第二十九条の見出し中「取消し」を「取消し等」に改め、同条第二項中「とき」の下に「、又は前項の規定により仮釈放の処分が効力を失つたとき」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

第二十九条の見出し中「取消し」を「取消し等」に改め、同条第二項中「とき」の下に「、又は前項の規定により仮釈放の処分が効力を失つたとき」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

第二十九条の見出し中「取消し」を「取消し等」に改め、同条第二項中「とき」の下に「、又は前項の規定により仮釈放の処分が効力を失つたとき」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その刑について仮釈放の処分を受けた場合において、当該仮釈放中に当該執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その処分は、効力を失う。

(恩赦法の一部改正)

第二条 恩赦法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「定の」を「定め」に改め、同条第三項中「執行猶予の言渡し」を「全部の執行猶予の言渡し」に、「又」を「、また」に改め、同条に次の一項を加える。

刑の一部の執行猶予の言渡しを受けてまだ猶予の期間を経過しない者に対しては、第二項の規定にかかわらず、刑を減輕する減刑又はその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を減輕する減刑のみを行うものとし、また、刑を減輕するとともに猶予の期間を短縮することができる。

第八条中「刑の言渡し」を「刑の言渡し」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者又は刑の一部の執行猶予の言渡しを受けてその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わった者であつて、まだ猶予の期間を経過しないものに対しては、その刑の執行の免除は、これを行わない。

(更生保護法の一部改正)

第三条 更生保護法(平成十九年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第一節 通則(第四十八条―第六十五条)を「第一節の二 規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者に関する特別(第六十五条の二―第六十五条の四)」に、「第七十九条」を「第七十八

下に」及び第二十七条の三第二項(薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する規定)に改める。

第十六条第六号中「第二十五条の二第二項」の

する法律（平成二十五年法律第 号）第四条第二項において準用する場合を含む。）を加える。

第二十七条第四項中「第五十条第四号」を「第五十条第一項第四号」に、「あてて」を「宛てて」に改める。

第三十七条第二項及び第三十九条第三項中「第八十二条」を「第八十二条第一項」に改める。

第四十八条第四号中「第二十五条の二第一項」の下に「若しくは第二十七条の三第一項又は薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四條第一項を加える。

第四十九条第一項中「第五十七条」の下に「及び第六十五条の三第一項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第五十条第三号中「同じ。」の下に「又は第七十八條の二第一項」を加え、同条第四号中「第三十九條第三項」の下に「又は第七十八條の二第一項を加え、同条に次の一項を加える。

2 刑法第二十七条の三第一項又は薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四條第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受けた者（以下「保護観察付一部猶予者」という。）が仮釈放中の保護観察に引き続きこれらの規定による保護観察に付されたときは、第七十八條の二第一項の規定により住居を特定された場合及び次

条第二項第五号の規定により宿泊すべき特定の場所を定められた場合を除き、仮釈放中の保護観察の終了時に居住することとされている前項第三号の届出に係る住居（第三十九條第三項の規定により住居を特定された場合には当該住居、前項第五号の転居の許可を受けた場合には当該許可に係る住居）につき、同項第三号の届出をしたものとみなす。

第五十一条第二項中「次条の下に」に定める場合を除き、第五十一条を、「第二十六条の二」の下に、「第二十七条の五」を加え、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加え

る。

六 善良な社会の一員としての意識の涵養及び規範意識の向上に資する地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を一定の時間行うこと。

第五十一条の次に次の一条を加える。

（特別遵守事項の特則）

第五十一条の二 薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四條第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受けた者については、次条第四項の定めるところにより、規制薬物等（同法第二條第一項に規定する規制薬物等をいう。以下同じ。）の使用を反復する犯罪的傾向を改善するための前条第二項第四号に規定する処遇を受けることを猶予期間中の保護観察における特別遵守事項として定めなければならない。ただし、これに違反した場合に刑法第二十七条の五に規定する処分がされることのあることを踏まえ、その改善更生のために特に必要とは認められないときは、この限りでない。

2 第四項の場合を除き、前項の規定により定められた猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始までの間に取り消す場合における第五十三条第四項の規定の適用については、同項中「必要」とあるのは、「特に必要」とする。

3 第一項の規定は、同項に規定する者について、次条第二項及び第三項の定めるところにより仮釈放中の保護観察における特別遵守事項を釈放の時までに定める場合に準用する。この場合において、第一項ただし書中「第二十七條の五」とあるのは、「第二十九條第一項」と読み替えるものとする。

4 第一項に規定する者について、仮釈放を許す旨の決定をした場合においては、前項の規定による仮釈放中の保護観察における特別遵守事項の設定及び第一項の規定による猶予期

間中の保護観察における特別遵守事項の設定は、釈放の時までに行うものとする。

5 前項の場合において、第三項において準用する第一項の規定により定められた仮釈放中の保護観察における特別遵守事項を釈放までの間に取り消す場合における第五十三条第二項の規定の適用については、同項中「必要」とあるのは、「特に必要」とし、第一項の規定により定められた猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を釈放までの間に取り消す場合は、同項中「刑法第二十七条の二の規定については、同項中「刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始までの間に、必要」とあるのは、「釈放までの間に、特に必要」とする。

第五十二条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「長は」の下に「刑法第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付されている」を加え、「刑法第二十五条の二第一項を「同項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 地方委員会は、保護観察付一部猶予者について、刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始の時までに、法務省令で定めるところにより、決定をもって、特別遵守事項（猶予期間中の保護観察における特別遵守事項に限る。以下この項及び次条第四項において同じ。）を定め、又は変更することができ、この場合において、仮釈放中の保護観察付一部猶予者については、特別遵守事項を定め、又は変更するときは、保護観察所の長の申出によらなければならない。

第五十三条第一項中「特別遵守事項」の下に「遵守すべき期間が定められている特別遵守事項であつて当該期間が満了したもののその他その性質上一定の事実が生ずるまでの間遵守すべきこととされる特別遵守事項であつて当該事実が生じたものを除く。以下この条において同じ。」を加え、同条に次の一項を加える。

4 地方委員会は、保護観察付一部猶予者について定められている特別遵守事項につき、刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始までの間に、必要がなくなったと認めるときは、法務省令で定めるところにより、決定をもって、これを取り消すものとする。この場合において、仮釈放中の保護観察付一部猶予者について定められている特別遵守事項を取り消すときは、保護観察所の長の申出によらなければならない。

第五十四条第二項中「又は第四十一条」を削り、「懲役を」を「懲役」に、「又は保護処分」を「の執行のため収容している者を釈放するとき、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けてその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わる、若しくはその執行を受けることがなくなったこと（その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなった時に他に執行すべき懲役又は禁錮の刑があるときは、その刑の執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなったこと。次条第二項において同じ。）により保護観察付一部猶予者を釈放するとき、又は第四十一条の決定により保護処分」に改める。

第五十五条第二項中「又は保護処分」を削り、「第三十九条第一項又は第四十一条」を「第三十九條第一項」に改め、「までに特別遵守事項」の下に「（その者が保護観察付一部猶予者である場合には、猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を含む。）を、「定められたとき」の下に「保護観察付一部猶予者についてその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わる、若しくはその執行を受けることがなくなったことによる釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき、又は保護処分の執行のため収容している者について第四十一条の決定による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき」を加える。

第六十三条第二項第一号中「第五十条第四号」

を「第五十条第一項第四号」に改める。

第三章第一節の次に次の一節を加える。

第一節の二 規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者に関する特則

(保護観察の実施方法)

第六十五条の二 規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者に対する保護観察は、その改善更生を図るためその依存を改善することが重要であることに鑑み、これに資する医療又は援助を行う病院、公共の衛生福祉に関する機関その他の者との緊密な連携を確保しつつ実施しなければならない。

(指導監督の方法)

第六十五条の三 規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者に対する保護観察における指導監督は、第五十七条第一項に掲げるもののほか、次に掲げる方法によって行うことができる。

一 規制薬物等に対する依存の改善に資する医療を受けるよう、必要な指示その他の措置をとること。

二 公共の衛生福祉に関する機関その他の適当な者が行う規制薬物等に対する依存を改善するための専門的な援助であつて法務大臣が定める基準に適合するものを受けるよう、必要な指示その他の措置をとること。

2 保護観察所の長は、前項に規定する措置をとらうとするときは、あらかじめ、同項に規定する医療又は援助を受けることが保護観察対象者の意思に反しないことを確認することについて、これを行う者に協議しなければならない。

3 保護観察所の長は、第一項に規定する措置をとったときは、同項に規定する医療又は援助の状況を把握するとともに、当該医療又は援助を行う者と必要な協議を行うものとする。

4 規制薬物等の使用を反復する犯罪的傾向を改善するための第五十一条第二項第四号に規定する処遇を受けることを特別遵守事項として定められた保護観察対象者について、第一項第二号に規定する措置をとったときは、当該処遇は、当該保護観察対象者が受けた同号に規定する援助の内容に応じ、その処遇の一部を受け終わったものとして実施することができる。

第六十五条の四 保護観察所の長は、規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者について、第三十条の規定により病院、公共の衛生福祉に関する機関その他の者に対し病状、治療状況その他の必要な情報の提供を求めるなどして、その保護観察における指導監督が当該保護観察対象者の心身の状況を的確に把握した上で行われるよう必要な措置をとるものとする。

第七十条第二項中「第五十一条の下に」、第五十二条を、「第六十五条の下に」から第六十五条の四までを加え、同条第三項中「第五十条及び」を「第五十条第一項及び」に、「第五十条中」を「同項中」に、「同条第二号」を「同項第二号」に、「同条第五号」を「同項第五号」に、「第五十条」を「第五十条第一項」に改め、同条第六項中「第五十条」を「第五十条第一項」に改める。

第七十六条第二項中「第二十九条第二項」を「第二十九条第三項」に改める。

第三章第五節中第七十九条の前に次の一条を加える。

(住居の特定)

第七十八条の二 地方委員会は、保護観察付一部猶予者について、刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始の時までに、第八十二条第一項の規定による住居の調整の結果に基づき、法務省令で定めるところにより、決定をもって、その者が居住すべき住居を特定することができる。

2 地方委員会は、前項の決定をした場合において、当該決定を受けた者について、刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始までの間に、当該決定により特定された住居に居住することが相当でないとき認められる事情が生じたと認めるときは、法務省令で定めるところにより、決定をもって、住居の特定を取り消すものとする。

3 第三十六条第二項の規定は前二項の決定に関する審理における調査について、第三十七条第二項の規定は当該審理について、それぞれ準用する。

第七十九条中「第二十六条の二第二号」の下に「又は第二十七条の五第二号」を加える。

第八十一条第一項中「第二十五条の二第二項」の下に「又は第二十七条の三第二項(薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同条第二項中「第二十五条の二第二項」の下に「又は第二十七条の三第二項」を、「第六十五条」の下に「から第六十五条の四まで」を加え、同条第三項中「第二十五条の二第二項」の下に「又は第二十七条の三第二項」を加え、「第五十条中」を「第五十条第一項中」に、「同条第二号」を「同項第二号」に、「同条第五号」を「同項第五号」に、「第五十条」を「第五十条第一項」に改め、同条第五項中「第二十五条の二第二項」の下に「又は第二十七条の三第二項」を加え、「かんがみ」を「鑑み」に、「同項」を「これら」に改める。

第八十二条中「少年院に収容されている者」の下に「(以下この条において「収容中の者」と総称する。)」を加え、同条に次の三項を加える。

2 地方委員会は、前項の規定による調整が有効かつ適切に行われるよう、保護観察所の長に対し、調整を行うべき住居、就業先その他の生活環境に関する事項について必要な指導及び助言を行うほか、同項の規定による調整

が複数の保護観察所において行われる場合における当該保護観察所相互間の連絡調整を行うものとする。

3 地方委員会は、前項の措置をとるに当たつて必要があると認めるときは、収容中の者との面接、関係人に対する質問その他の方法により、調査を行うことができる。

4 第二十五条第二項及び第三十六条第二項の規定は、前項の調査について準用する。

第八十三条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第八十四条中「前二条」を「第八十二条第一項及び前条」に改める。

第八十五条第一項第三号及び第四号中「の刑の」を「につき刑の全部の」に改め、同項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 懲役又は禁錮につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中保護観察に付されなかつた者であつて、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わったもの

第八十六条第三項ただし書中「同項第八号」を「同項第九号」に改める。

附則第五条第一項の表この法律の施行前にされた少年法第二十四条第一項第一号の保護処分により、この法律の施行の際現に保護観察に付されている者の項及びこの法律の施行前に旧犯罪者予防更生法第三十一条第二項の規定による少年院からの仮退院を許す旨の決定を受けた者の項中「から第五十一条まで」を、「第五十条第一項、第五十一条」に改め、同表この法律の施行前に旧犯罪者予防更生法第三十一条第二項の規定による仮釈放を許す旨の決定を受けた者の項中「第五十条」を「第五十条第一項」に改め、同表この法律の施行前に刑法第二十五条の二第一項の規定による保護観察に付する旨の言渡しを受けた者の項中「第五十条」を「第五十条第一項」

に、「第五十二条第四項及び第五項を」第五十二条第五項及び第六項に改め、同表この法律の施行前に旧売春防止法第二十五条第三項において準用する旧犯罪者予防更生法第三十一条第二項の規定による婦人補導院からの仮退院を許す旨の決定を受けた者の項中「第五十条を」第五十条第一項に改め、附則第五項第二項の表「第五十条第四項の項中」第五十条第四項を「第五十条第一項第四号」に改め、同表第四十八條の項中「第四十九條」の下に、「第五十条第一項、第五十一条、第五十二条を加え、及び第五十七條第一項を」、「第五十七條第一項及び第六十五條の三」に改め、同表第六十三條第二項第一号（新売春防止法第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の項中「第五十条第四号」を「第五十条第一項第四号」に改め、同表第七十條第二項の項の中欄中「第五十一条」の下に「第五十二条」を、「第六十五條」の下に「第六十五條の四まで」を加え、同項の下欄中「第六十五條の四」を加え、同表第七十條第三項の項中「第五十条及び」を「第五十条第一項及び」に、「第五十条中」を「同項中」に、「同条第二号」を「同項第二号」に、「同条第五号」を「同項第五号」に、「第五十条に」を「第五十条第一項に」に改め、同表第七十條第六項の項中「第五十条」を「第五十条第一項」に改め、同表第八十一条第二項の項の中欄中「第六十五條」の下に「第六十五條の四まで」を加え、同項の下欄中「第六十五條の四」を加え、同表第六十五條の二、第六十五條の四を加え、同表第八十一条第三項の項中「第五十条中」を「第五十条第一項中」に、「同条第二号」を「同項第二号」に、「同条第五号」を「同項第五号」に、「第五十条に」を「第五十条第一項に」に改め、附則第五項第五項中「第五十条第四号」を「第五十条第一項第四号」に、「第五十条中」を「第五十条第一項中」に、「同条第二号」を「同項第二号」に、「同条第五号」を「同項第五号」に、「第五十条に」を「第五十条第一項に」に改める。

附則第十一条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条中更生保護法第五十条の次に一号を加える改正規定及び同法第五十三條第一項の改正規定並びに次条第二項の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の刑法第二百七条の二第一項の規定は、この法律の施行前にした行為についても、適用する。

第三条の規定による改正後の更生保護法第五十一條第二項第六号（売春防止法昭和三十一年法律第百十八号）第二十六條第二項において準用する場合を含む。）の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行前に次に掲げる決定又は言渡しを受け、これにより保護観察に付されている者に対する当該保護観察については、適用しない。

- 一 少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第二十四條第一項第一号の保護処分決定
- 二 少年院からの仮退院を許す旨の決定
- 三 仮釈放を許す旨の決定
- 四 刑法第二百五條の二第一項の規定による保護観察に付する旨の言渡し
- 五 婦人補導院からの仮退院を許す旨の決定

3 第三条の規定による改正後の更生保護法第四十九條第一項及び第六十五條の三の規定は、この法律の施行前に前項各号に掲げる決定又は言渡しを受け、これにより保護観察に付されている者に対する当該保護観察については、適用しない。

（恩給法の一部改正）

第三条 恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一

部を次のように改正する。

第五十八條ノ二ただし書中「但シ刑ノ」の下に「全部ノ」を、「（停止セズ）」の下に「刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ」を加え、同条後段中「其ノ言渡ヲ」を「之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ」に改める。

第七十七條第一項ただし書中「但シ刑ノ」の下に「全部ノ」を、「（停止セズ）」の下に「刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ」を加え、同条後段中「其ノ言渡ヲ」を「之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ」に改める。

（刑事訴訟法の一部改正）

第四条 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第三百三十三條第二項中「刑法第二十五條の二第一項の規定により」を「猶予の期間中」に、「である」を「とする」に改める。

第三百四十五條中「免除、刑の」の下に「全部の」を加える。

第三百四十九條第二項及び第三百四十九條の二第二項中「第二十六條の二第二号」の下に「又は第二十七條の五第二号」を加える。

第三百五十條の十四中「刑の」の下に「全部の」を加える。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正）

第五条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十五條第一項中「禁錮又は拘留」を「若しくは禁錮」に改め、「言い渡し」の下に「、その刑の全部の」を加え、「しない」を「せず、又は拘留の刑を言い渡し」に改める。

（出入国管理及び難民認定法の一部改正）

第六條 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第四号りただし書を次のように改める。

ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者及び刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者であつてその刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間が一年以下のものを除く。

第二十五條の二第一項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、「その刑」の下に「の全部」を、「の者」の下に「及びその一部の執行猶予の言渡しを受けて執行猶予中の者」を加える。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正）

第七條 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中「禁錮」を「禁錮」に、「終り」を「終わり」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けたときは、その支給を停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる日の属する月の翌月以降は、その支給を停止しない。

第十五條第二項中「前項但書」を「前項ただし書」に、「言渡し」を「言渡し」を猶予の期間中に「に」、「取消」を「取消」に、「終り」を「終わり」に改め、同条第三項中「禁錮」を「禁錮」に、「終り」を「終わり」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者については、その支給を停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者につい

中「又は第二号」を「若しくは第二号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 懲役又は禁錮につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中の者（国際受刑者移送法の一部改正）

第十四条 国際受刑者移送法平成十四年法律第六十六号の一部を次のように改正する。

第二十一条中「第五十条」を「第五十条第一項」に、「第六十五条」を「第六十五条の四」に改める。

（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部改正）第十五条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、「言い渡し」の下に、「その刑の全部の」を加える。

第七十四条第二項及び第七十六條第一項中「言い渡し」の下に、「その刑の全部の」を加える。

（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の一部改正）

第十六条 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二條中「禁錮」を「禁錮」に改め、「者」の下に「刑の全部の」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、なお従前の例によることとされる改正入管法第二十四條第四号へ（2）の規定の適用については、同号へ（2）ただし書

中「執行猶予」とあるのは、「刑の全部の執行猶予」とする。

（旧国会議員互助年金法の一部改正）

第十七条 国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）附則第二條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第十五条第四項本文中「禁錮」を「禁錮」に、「終り」を「終わり」に改め、同項ただし書中「執行猶予の言渡し」を「全部の執行猶予の言渡し」に、「停止しない」を「停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは、当該年金は、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終り又は執行を受けることがなくなるに至つた月の翌月以降は、その支給を停止しない」に改め、同項後段中「その言渡し」を「これらの言渡しを猶予の期間中に」に、「取消」を「取消し」に、「終り」を「終わり」に改める。

薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案

薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律

（趣旨）

第一条 この法律は、薬物使用等の罪を犯した者が再び犯罪をすることを防ぐため、刑事施設における処遇に引き続き社会内においてその者の特性に応じた処遇を実施することにより規制薬物等に対する依存を改善することが有用であることに鑑み、薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関し、その言渡しをすることができる者の範囲及び猶予の期間中の保護観察その他の事項について、刑法（明治四十年法律第四十五号）の特則を定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において「規制薬物等」とは、大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）に規

定する大麻、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第三條の三に規定する興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する毒物及び劇物（これらを含む物を含む。）であつて同条の政令で定めるもの、覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）に規定する覚せい剤、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）に規定する麻薬並びにあへん法（昭和二十九年法律第七十一号）に規定するあへん及びけしがらるをいう。

2 この法律において「薬物使用等の罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法第百三十九條第一項若しくは第百四十條あへん煙の所持に係る部分に限る。の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 大麻取締法第二十四條の二第一項（所持に係る部分に限る。）の罪又はその未遂罪

三 毒物及び劇物取締法第二十四條の三の罪

四 覚せい剤取締法第四十一條の二第一項（所持に係る部分に限る。）の罪又はその未遂罪

五 麻薬及び向精神薬取締法第六十四條の二第二項（所持に係る部分に限る。）の罪又はその未遂罪

六 あへん法第五十二條第一項（所持に係る部分に限る。）若しくは第五十二條の二第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪

（刑の一部の執行猶予の特則）

第三条 薬物使用等の罪を犯した者であつて、刑法第二十七條の二第一項各号に掲げる者以外のものに對する同項の規定の適用については、同項中「次に掲げる者が」とあるのは「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に

関する法律（平成二十五年法律第 号）第二條第二項に規定する薬物使用等の罪を犯した者が、その罪又はその罪及び他の罪について」と、「考慮して」とあるのは「考慮して、刑事施設における処遇に引き続き社会内において同条第一項に規定する規制薬物等に対する依存の改善に資する処遇を実施することが」とする。

（刑の一部の執行猶予中の保護観察の特則）

第四条 前条に規定する者に刑の一部の執行猶予の言渡しをするときは、刑法第二十七條の三第一項の規定にかかわらず、猶予の期間中保護観察に付する。

2 刑法第二十七條の三第二項及び第三項の規定は、前項の規定により付せられた保護観察の仮解除について準用する。

（刑の一部の執行猶予の必要的取消しの特則等）

第五条 第三條の規定により読み替えて適用される刑法第二十七條の二第一項の規定による刑の一部の執行猶予の言渡しの取消しについては、同法第二十七條の四第三号の規定は、適用しない。

2 前項に規定する刑の一部の執行猶予の言渡しの取消しについての刑法第二十七條の五第二号の規定の適用については、同号中「第二十七條の三第一項」とあるのは、「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四條第一項」とする。

附則

（施行期日）

1 この法律は、刑法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の規定は、この法律の施行前にした行為についても、適用する。

平成二十五年六月三日印刷

平成二十五年六月四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C